

平成28年7月20日

## 工事写真の不適切な補正等について

### 工事写真の不適切な補正等に関する注意事項

工事写真を電子媒体で提出するにあたり、補正を行う場合は下記に注意してください。

1. 工事写真の補正編集については、認めていません。

(水道工事標準仕様書／写真管理基準 (平成28年7月1日改定))

2. 監督員または検査員が不適切な補正・悪質な改ざんを発見した場合は、文書注意の他、工事成績評定の減点、入札参加停止等の措置を取ることがあります。

(さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱)

(さいたま市水道局工事成績評定要領)

3. 悪質な改ざん行為を犯したことにより、さいたま市水道局に被害を与えた場合は刑事告訴を行うことがあります。